

特許がダメなら「デザインパテント！」

前回の話で、特許調査の結果、特許出願できる（権利化の可能性はある）という結果であれば問題ないですが、特許出願しても拒絶される可能性が高い（特許が取れない）となったら、どうしましょう。

特許が取れなければ、新製品が他社に**マネ**されてしまう！！ (>_<)

こんなときは、「**デザインパテント**」がお勧めです！

正式には「**意匠登録**」とか、「**意匠登録出願**」とか言いますが、正直ぱっとしませんね。(^_^)

権利的には特許と同様の独占権ですし、アメリカや韓国では「**デザインパテント**」なんです。

なので、日本でも「**デザインパテント**」で行きましょう！！

ところで、デザインパテントって何？

それは、ずばり**製品の外観（カタチ）が権利になる**パテントです！

デザインパテントのいいところは、技術的には従来の製品とあまり変わらなくて特許が取れないような場合でも、**製品のカタチが新しければ、独占権がとれる**ってところです！

例えば、**ロボット用の服**っていったとき、結局は服なので、特許ってなかなか難しいんですよ。

そこで、こんなデザインパテントをとりました。

これって、服の真ん中あたりの「**六角形の窓**」の部分が実線で、他は点線になっています。そうすると、点線で描いているような服だけじゃなくて、「**六角形の窓**」があれば、**右側のイラストの服まで保護される**んですよ！

これってすごくないですか？

